

## 国民年金保険料の免除制度について

国民年金保険料は毎月納めていただきますが、収入の減少や失業、今般のコロナウイルス感染症の影響等により、保険料を納めることができなくなることもあります。

しかし、保険料を未納のままにしておくと、将来の年金（老齢年金）や、障害や死亡といった不測の事態が生じたときに「障害年金」や「遺族年金」を受け取ることができない場合があります。

そのような状況を防ぐため、本人からの申請により、保険料が「免除」または「納付猶予」される制度があります。

### ★過去2年まで遡って免除申請できます。

申請月の2年1か月分前の月分まで遡って免除申請ができます。

#### ①免除（全額免除・一部免除※）制度

本人、配偶者、世帯主それぞれの、申請年度の前年所得が一定額以下の場合や、失業等の事由がある場合に、保険料の全額または一部が免除となります。

※一部免除には、**4分の3免除、半額免除、4分の1免除** があります。

#### ②納付猶予制度

**50歳未満の方**で、本人、配偶者それぞれの、申請年度の前年所得が一定額以下の場合に、保険料の納付が猶予されます。

#### ③学生納付特例制度

学生の方で、本人の申請年度の前年所得が一定額以下の場合に、保険料の納付が猶予されます。

### 「納付・全額免除・一部免除・納付猶予」と「未納」の違い

年金への影響	納付状況等	納付	全額免除	一部免除	納付猶予 学生納付特例	未納
老齢・障害・遺族基礎年金の 受給資格期間に…		含まれる	含まれる	含まれる (注2)	含まれる	含まれない
老齢基礎年金額に…		計算される	計算される (注1)	計算される (注1,2)	計算されない	計算されない

(注1) 保険料を納めた場合と比べて、受け取る年金額が以下のとおりとなります。

(平成21年4月以降の免除期間)

- ・全額免除の場合：2分の1
- ・半額免除の場合：4分の3
- ・4分の3免除の場合：8分の5
- ・4分の1免除の場合：8分の7

(注2) 一部免除については、減額された保険料を納めないと「未納」と同等の扱いとなります。

申し込み・問い合わせ先 国保年金課 年金係 ☎0738-23-5530

## 年金相談をご利用ください

年金記録の確認、年金の請求、年金見込額の試算など、国民年金・厚生年金についての相談・手続きをお受けしますのでご利用ください。

なお、相談を希望する方は、田辺年金事務所への電話予約が必要です。

電話予約は各相談日の**1か月前**からできます。

相談日	相談場所
令和2年10月15日(木)	御坊市役所3階会議室
// 11月19日(木)	御坊市役所3階会議室
令和3年 1月21日(木)	御坊市役所5階会議室
// 2月18日(木)	御坊市役所5階会議室
// 3月18日(木)	御坊市役所3階会議室

◇相談時間 10:00~11:30、  
13:00~15:00

◇電話予約 田辺年金事務所  
☎0739-24-0432

#### ◇電話予約方法

自動音声による案内が流れます。『最初の案内で  
プッシュボタン①を押し、次の案内でプッシュボタン②を押し。』または『番号を押さず、自動音声案内終了後に職員が応答するまでお待ちください。』